

平成 20 年度

第 2 回 宇都宮市国民健康保険運営協議会会議録

1 日 時 平成 21 年 2 月 19 日 (木) 午後 2 時 30 分～

2 会 場 宇都宮市役所 14D 会議室

3 出席委員

被保険者代表 横松 盛人 委員 吉澤 亜希子 委員
保険医・ 五味渉 秀幸 委員 中澤 堅次 委員 大和田 恒夫 委員
保険薬剤師代表 高橋 邦生 委員 村山 茂樹 委員
公益代表 菊地 公史 委員 五月女 伸夫 委員
福田 久美子 委員 今井 昭男 委員
渡辺 政行 委員 江連 晴夫 委員
坂本 千代子 委員
被用者保険代表 五月女 良一 委員

(以上 15 名)

4 欠席委員

被保険者代表 舟本 肇 委員 真壁 英敏 委員 井上 尉央 委員
鹿野 順子 委員 加藤 一克 委員
保険医・ 小林 豊 委員 土川 康夫 委員
保険薬剤師代表
被用者保険代表 斎藤 和久 委員 入野 俊昭 委員

(以上 9 名)

5 出席職員

保健福祉部長 桜井 鉄也 保健福祉部次長 石川 啓太郎

保健福祉総務課総務担当主幹 熊谷 照夫

保険年金課長 菊地 勇己 保険年金課長補佐 栃木 邦雄

管理グループ係長 小太刀 義夫 国保給付グループ係長 黒須 正宏

国保税グループ係長 篠崎 龍夫 収納グループ係長 真分 則男

管理グループ総括主査 野沢 努

6 会議録署名人 吉澤 亜希子 委員 中澤 堅次 委員 (議長指名)

7 付議事項

(1) 報告事項

- ・報告第1号 平成21年度国民健康保険特別会計当初予算(案)の概要について
- ・報告第2号 制度改正について

(開会 午後2時30分)

【事務局】 定刻となりましたので、平成20年度第2回「宇都宮市国民健康保険運営協議会」を開会いたします。

開会に先立ちまして、今井会長よりご挨拶をお願いいたします。

なお、挨拶終了後の進行につきましては、宇都宮市国民健康保険規則第4条の規定に基づき、今井会長にお願いいたします。

【会長】 開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

実は、先日、各市町の運営協議会長が委員となっております「栃木県国民健康保険運営協議会長会」におきまして、国保税の収納率向上の要望活動を実施いたしましたので、挨拶を兼ね、ご報告いたします。

まず、収納率の状況ですが、平成18年度における現年度分の収納状況は、全国平均では、0.24%増加し、90.39%となっていますが、栃木県におきましては、

逆に、0.04%低下し、87.42%で、全国で45位と厳しい状況であります。

当国民健康保険運営協議会長会におきましても、本県の収納率の厳しい状況は、大変危惧しているところですが、去る11月に開催されました運営協議会長会で、各市町長宛に収納率の向上の要望を行う旨の協議がなされ、了承されました。

要望に際しては、運営協議会長である栃木市の慶野さん、副会長であります私と、佐野市の寺内さんの3人により、直接、市町長に持参することになりました。

12月9日から22日にかけ、県内全市町である31市町を回り、各市町長に要望書を渡し、更なる収納率向上の取り組みをお願いしてまいったところでございます。

大きな団体ほど様々な要因があり、収納率が低い傾向になっておりまして、本市は、過年度を含めますと中位に位置している状況であります。

今後とも、事務局におかれましては、収納率の向上の取り組みについては、引き続き努力されることを切にお願い申し上げます。

以上が要望活動の報告であります。

さて、本日の会議でありますが、皆様のご協力をいただきながら円滑に進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上、開会にあたりましてのご挨拶といたします。

本日は、よろしくお願ひいたします。

それでは、ただ今から「第2回宇都宮市国民健康保険運営協議会」を開催いたします。

委員のみなさまには、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

ここで、第4号委員の変更がありました。宇都宮西社会保険事務室長でありました村井委員が全国健康保険協会の発足に伴い辞任され、後任に、全国健康保険協会栃木支部企画総務部長であります齋藤委員となりましたので、ご紹介いたします。

さて、本日は、報告事項といたしまして、「平成21年度国民健康保険特別会計

当初予算（案）の概要について」及び「制度改正について」につきまして、報告させていただく予定でございますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、まず、本日の会議の定足数について、事務局から報告願います。

【事務局】 報告いたします。本協議会の定数は24名であります、本日、出席されていいる委員は15名でありますので、宇都宮市国民健康保険規則第8条に規定する「会議の定足数」を満たしておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。

【会長】 本日の会議は、要件を満たしているとのことでございますので、ここで、会議録署名委員の選出を行います。

宇都宮市国民健康保険規則第13条には、会議録に署名すべき委員は、議長の他委員2名とし、議長が会議に諮って定めることとなっておりますので、「吉澤委員」と「中澤委員」にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】 （「異議なし」の声）

【会長】 ご異議ございませんので、「吉澤委員」と「中澤委員」にお願いいたします。それでは、会議次第に従いまして、進めてまいります。

「報告第1号 平成21年度国民健康保険特別会計当初予算（案）の概要について」事務局から説明願います。

【事務局】 （資料に基づき説明）

【会長】 事務局からの説明は終わりました。

ご意見、ご質問がございましたらお願いします。

【委員】 歳入の国民健康保険税について、主な増減として過年度分収納額の減とあります、これは取りきれなかったということですか。

【事務局】 過年度分というのは平成19年度以前の分ということになりますが、取りきれなかったというより前年度予算額との比較で減になるということです。

【委員】 収納率は1%上げるのもたいへん苦労すると聞いております。先ほど8.7.

4%という話がありまして確認なのですが、全体では6.9%位になるのですか。

【事務局】 今年度の状況は、現年度と過年度を合わせますと、全体では6.9.2%と見込んでおります。

【委員】 景気の低迷、雇用の問題があって、今年度と来年度はかなり厳しくなるのではないかでしょうか。

【事務局】 昨年の10月頃から、それまでは社会保険に入る人が多かったのですが、10月過ぎは国民健康保険に入る人の方が多くなりました。ということは、社会保険をお辞めになって、国民健康保険に入る方が増えてきていることになります。12月までの統計では、12月には200名を超える方が国民健康保険に多く加入しております。来年度はそういう方々に課税して保険税を納めていただくわけで、収入が途絶えることもありますので、財政について心配しております。

【会長】 他にございませんか。

【委員】 保健事業について、主な増減として特定健康診査業務委託料の増とあります
が、前年比でみると760万円しか増えていない点では、他の人間ドック・脳ドック受診補助は減っているかと思いますので、説明をお願いします。

【事務局】 人間ドック・脳ドック受診補助につきましては、今年度3,200件の予定で予算を組んでいますが、来年度は実態に合わせて2,500件で組んでいます。

【委員】 特定健康診査の受診率を上げなくてはならない課題がありますが、来年度の見込みはどうなっていますか。

【事務局】 来年度につきましては、受診率30%で計上しています。今年度は未受診者のうち40歳代の方に、受診勧奨のはがきを出しているのですが、来年度につきましては、全世代の未受診者に受診勧奨のはがきをお出しし、また、年2回「特定健康診査だより」を発行する予定です。

【委 員】 受診率を65%にする目標がありますが、見通しはどうですか。

【事務局】 受診率を向上しにくい状況にありますが、PRに努めてまいります。ただ今ご説明しましたように被保険者の方々に本市独自のお知らせを年に数回お出しします。未受診者に対しては、アンケートを含めて個別にお知らせいたします。また、場合によっては電話で直接話すことなども考えております。いずれにいたしましても、受診率の目標値に到達できるよう計画的に進めいかなければなりませんので、いろいろと努力してまいりたいと考えております。

【会 長】 他にございませんか。

【委 員】 昨日、運営協議会委員の研修会がありまして、その資料に県内の現年度の収納率の比較がありました。宇都宮市は県内31市町中28番目、全国平均でも低いほうで、栃木県は全国で45番目、宇都宮市は県平均よりもさらに低いようですので、徴収の努力だけで解決していく問題とするのはいかがなものかと思います。

もうひとつ調定額については、1人当たり保険税の高い方から、平成18年度は県内で6番目、平成19年度は8番目に高いわけです。順位をみると、収納率の低いところは、保険税の調定額が高い傾向にあるわけで、保険税の負担が重くて払えない方が多いことが見えてきます。そこで質問したいのですが、歳入のうちの保険税について、収納率との関係では収納率をどのくらいに見込んで予算を立てているのでしょうか。

【事務局】 収納率については、今年度の収納率を少し上回る程度は確保したいと考えております。

【会 長】 他にございませんか。

【委 員】 歳出のうち、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、老人保健拠出金、介護納付金、共同事業拠出金については、滞納している人に係わらず法で決められている額を拠出しなければならなくて、収納率に関係しないということでよろしいです

か。

【事務局】 いざれも全国の保険者のデータを集積し、そこから1人当たりの単価を割り出しまして、一律に保険者に割り振って、それぞれの保険者の対象者の人数にかけて算出する仕組みになっております。

それに対しまして、補助金は一般の保険給付費などと同じように国庫負担の割合が決まっておりまして、残りに保険税の収入を当てることになります。

【委員】 保険税の収納率が全体の収入の中、保険税を納めている人、つまり滞納していない人が、その分の負担を被っていることになるのではないか、収納率が低いということは納付している人達の負担がその分重くなってしまう、そういう意味で収納率が低いことは行政の責任として何とかしなければなりません。そこで徴収の努力をすることになり、臨戸訪問や休日の電話催告などいろいろな対策を取っていると思いますが、先ほども話がありましたように、経済状況悪化の中ではたいへん厳しいと同時に、保険税が高いところは収納率が低くなっているので、保険税を見直していく方向性、税の負担を減らしていく方向に行かなければ、悪循環は回避できないのではないかと思います。そのために何をしたらよいかというと、一般会計からの繰入金を増やすなければ、これ以上保険税を上げられませんし、どんなに努力しても収納率がよくなるとは見込めないと思っています。

そこで繰入金ですが、今回、基盤安定繰入金が増になっていて、基金繰入金は同じ額が減になっていますが、これは付け替えということでしょうか。何か考え方が変わったということでしょうか。

【事務局】 基盤安定繰入金の増につきましては、保険税の軽減額が増えたことに伴う増えになります。それによって基金繰入金が減ったということではなくて、他の事務費や財政安定化支援事業など、全体として減った結果、同じくらいの額になりました。

【会長】 他にございませんか。

意見・ご質問がございませんので、次に、「報告第2号 制度改正について」事務局の説明をお願いします。

【事務局】 (資料に基づき説明)

【会長】 事務局の説明が終わりました。ご意見・ご質問がございましたらお願いします。

【委員】 資格証明書（以下、「資格証」）を交付されている人が、医療機関で診療を受けた時に、実質上その人に資金が提供されると前に聞いたのですが、実質的にはどういう運用になっているのですか。

【事務局】 中学生以下の子どもにつきましては、現在資格証で診療を受ける必要があり、医療機関で一時払いができないと窓口に申し出があれば、短期被保険者証（以下、「短期証」）をお出ししています。ただし、中学生以下の子ども以外の大人の方であっても、そういうご相談があれば、短期証をお出ししています。例えば、資格証のまま医療機関で診てもらうと10割負担となってしまいますが、後で、申請によりまして7割分をお戻しいたします。

【委員】 現行制度で、昨年10月からは、中学生以下の子どもがお医者さんに掛かる必要が生じたときには、実際に病気になってから市役所に申し出て、それから病院に行く手続きの流れは不合理だと思っているのですが、実際に何件ありましたか。

【事務局】 延べ50件ありました。

【委員】 延べということですと、1ヶ月の短期証ですから、毎月申し出ることになる方もいると思いますが。

【事務局】 1ヶ月の短期証の他、病状によっては3ヶ月の短期証をお出ししています。

【会長】 他にございませんか。

【委員】 特別徴収と口座振替の選択制について、改正後は申出のみで口座振替が可能

となっていますが、世帯主でない場合、口座振替は世帯主の口座からの振替となり、年金天引きは本人の年金から天引きということでよろしいでしょうか。

【事務局】 国民健康保険は世帯主が納税義務者ですので、世帯主が年金受給者であれば世帯主の年金から天引きとなります。特別徴収と口座振替の選択制の該当者は、前期高齢者の方、具体的には65歳から74歳までの方で構成された世帯の方になります。申出があれば、口座はどなたの口座でもよく、年金天引きに変えて口座から振替させていただきます。

【委員】 世帯主の口座から振替された場合は、世帯主の確定申告の控除対象となり、本人の年金から天引きされた分は控除対象とならないと理解してよろしいでしょうか。

【事務局】 後期高齢者医療制度と違って、国民健康保険では、65歳から74歳までの被保険者がいる場合には、年金からの天引きの対象となり、世帯主から控除することになっていましてその人は社会保険料控除の対象となります。後期高齢者医療ですと、それぞれの方の保険料が年金から天引きされますから、それぞれの方の社会保険料控除の対象となります。

【委員】 具体的な話をしますと、世帯主が後期高齢者で、妻が前期高齢者の場合、選択によって世帯主の口座からの振替ができますね。

【事務局】 この場合は、口座振替か納付書によって納付いただくか、どちらかになります。年金天引きの対象にはなりません。あくまで国保加入者が65歳から74歳だけの世帯が、世帯主の年金からの天引きとなります。

【会長】 他にございませんか。

ご意見・ご質問がございませんので、次に「その他」に移ります。委員の皆様から、何かございますか。

【委員】 収納率によって負担が変わるという話があり、的を射ていると思いましたが、

ここでの意見は市政に反映される可能性はあるのでしょうか。

【事務局】 年度によっては税率などの話をすることがあります、そういう時には皆さんのご意見を国民健康保険運営に反映されるようにやってまいります。ここでいただいた意見は、必ずしもそのとおりという訳ではありませんが、十分参考にさせていただきます。

【会長】 他にございませんか。

【委員】 収納率に関して、現在どのような形で収納しているのか、収納率を上げるために21年度は20年度とは違ったやり方をするのか説明をお願いします。

【事務局】 21年度は新たな取り組みとしまして、コンビニ収納を考えているところです。それから、納税コールセンターと言いまして、滞納している方に集中的に電話をかける取り組みも考えているところです。例えば、これまで現年度の滞納者に対しては、電話催告など取り組んできましたが、それらに併せまして、これら2つの取り組みなども考えているところでして、効果が上がるよう研究しながら、収納率が向上するよう努力していきたいと考えているところです。

【委員】 収納率を上げないと納付している方から不満がでます。新しい人がたくさん入ってくる都市は収納率が低くなります。収納率の高い他市の話を聞いて、いろいろ工夫して収納率を上げてください。

【会長】 他にございませんか。

【委員】 特定健康診査の受診率が65%に届かなかったら、ペナルティを取られるということですが、いつからですか。

【事務局】 平成25年度です。

【会長】 他にございませんか。

【委員】 収納率について、未納世帯の傾向として、何年も継続して未納となっている世帯があるのでしょうか。それとも年度によってばらついた世帯なのでしょうか。そ

れによって対策に差が出てくると思います。

【事務局】 所得の低い方や若い方の滞納率が低く、ある程度高齢の方は収納率が高い状況であります。

滞納者の方々に連絡を取ろうとしても日中なかなかいらっしゃらない、また、最近は電話番号を照会しても登録していない方がたくさんいらっしゃいます。抜本的な解決策は見つからない状況ではありますが、全国の都市でも同じような悩みをかかえておりますので、そういう都市にいろいろ勉強に行っております。

【委員】 何年間も未納が続いているのであれば、メスを入れなければならぬと思います。

【事務局】 保険税は国民健康保険の根幹を成す、非常に重要なものであります、納めずそのままとぼけてしまうようでは、まじめに納めている方には不公平となりますので、そうした滞納者につきましては、いろいろな調査をしております。例えば勤務先への給与照会や、金融機関への預金調査をやっておりまして、給与や預金の差押をすることもございます。

【会長】 他にございませんか。

【委員】 私どもの病院のデータからすると、医療費はほとんど50歳以上の方が使われていて、若い人は自分で使わないけれど、お金は払わなければならない、という構造になっているので、根が深いと思います。

【委員】 医療費のデータから申し上げると、病院に来る患者さんの数は景気に左右されていなかったのですが、ここ1年位は、収入がなくて病院に行けない人が出てきています。生活保護を増やすなり、何らかの方法で正確なデータを集めて、ある程度血の通った徴収をしないと社会問題になってしまうと思います。

【会長】 他にございませんか。

【委員】 所得が200万円以下の低所得の方の滞納が多いと思うのですが、経済状況

でお医者さんにかかる実態からすると、負担を軽くするとか、納付できない方はセーフティーネットをきめ細かくしていく必要があると思います。もう少し保険税を軽くする取り組み、こうした方向性での対策を取っていくべきだと思います。

それから質問なのですが、子どもの医療費が現物給付となったことによる国のペナルティは、来年度予算でいくらの歳入減となるのですか。

【事務局】 21年度は約9,100万円で、20年度は約9,500万円です。

【会長】 他にございませんか。

【委員】 確実ではありませんが、世代別の1人当たりの医療費は、この10年間ほとんど変わっていません。例えば、50歳の方の1人当たりの医療費はいくらで、70歳の方はいくらというように、何歳だったらいくらかかるとだいたい決まっています。将来の見通しとしては40兆円位がピークで、そのあとは下がってくると見ていて、そういう点ではそれほど難しくない感じがします。政府は56兆円位になると書いていますが、そこまではいかないと思います。

【会長】 他にございませんか。

ないようですので、事務局から何かありますか。

【事務局】 次年度の運営協議会の開催につきましては、具体的な日程が決まり次第、ご通知差し上げたいと思いますのでよろしくお願いします。

【会長】 それでは、これをもちまして会議を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。

【事務局】 ありがとうございました。

(閉会 午後3時40分)

この会議録に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

宇都宮市国民健康保険運営協議会

会長

今井昭男

委員

吉澤亜希子

委員

中澤慶次